

処分年月日	氏名	建築士の別	登録番号	処分の内容	処分の原因 となった事実	処分の理由
令和4年6月28日	樋口 守仁	二級建築士	岡山県知事登録 第9895号	令和4年9月1日 から業務停止1月	<p>岡山県内の建築物（木造、地上階数2、戸建て住宅、一戸）について、樋口二級建築士事務所の業務に関し、確認申請の代理を行う建築士及び工事監理者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第8項の規定に違反し、無確認で工事が行われることを容認した。</p> <p>また、同事務所の開設者として、法第24条の7第1項の規定に違反し、設計及び工事監理を受ける際、建築主に対し、管理建築士をして、契約内容及び履行に関する事項について、書面を交付して説明をさせなかった。</p> <p>また、同事務所の開設者として、法第24条の8第1項の規定に違反し、建築主から設計及び工事監理の委託を受けたにもかかわらず、必要な事項を記載した書面を委託者に交付しなかった。</p> <p>また、専任の管理建築士として、法第24条第3項の規定に違反し、建築士事務所の業務に係る定められた技術的事項を総括することを怠り、事務所管理を行わなかった。</p>	建築士法第10条 第1項第1号及び 第2号